明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［略］

実技講習	警備業務の実施に関すること。	1　乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力 2　英会話を行う高度に専門的な能力	一時限
		1　手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力 2　手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 3　手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力 4　その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力	四時限
		手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力	二時限
	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力 2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力 3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力 4　その他応急の措置を行う高度に専門的な能力	一時限

［同上］

実技講習	警備業務の実施に関すること。	1　乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力 2　英会話を行う高度に専門的な能力	一時限
		1　手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力 2　手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力 3　手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力 4　その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力	四時限
		手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力	二時限
	航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。	1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力 2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力 3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力 4　その他応急の措置を行う高度に専門的な能力	一時限